

条の二第四項（信託に係る国税の納付義務の承継）の規定により当該分割をした法人の国税を納める義務を承継した法人に限る。）を含む。）は、その提出期限においても、第二十五条（決定）の規定による決定があるまでは、納税申告書を税務署長に提出することができる。

2 省略

3 期限後申告書には、その申告に係る国税の期限内申告書に記載すべきものとされている事項を記載し、その期限内申告書に添付すべきものとされている書類があるときは当該書類を添付しなければならない。

（修正申告）

第十九条 納税申告書を提出した者（その相続人その他当該提出した者の財産に属する権利義務を包括して承継した者（法人が分割をした場合にあつては、第七条の二第四項（信託に係る国税の納付義務の承継）の規定により当該分割をした法人の国税を納める義務を承継した法人に限る。）を含む。以下第二十三条第一項及び第二項（更正の請求）において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その申告について第二十四条（更正）の規定による更正があるまでは、その申告に係る課税標準等（第二条第六号イからハまで（定義）に掲げる事項をいう。以下同じ。）又は税額等（同号ニからハまでに掲げる事項をいう。以下同じ。）を修正する納税申告書を税務署長に提出することができる。

一四 省略

2 第二十四条から第二十六条まで（更正・決定）の規定による更正又は決定を受けた者（その相続人その他当該更正又は決定を受けた者の財産に属する権利義務を包括して承継した者（法人が分割をした場合にあつては、第七条の二第四項の規定により当該分割をした法人の国税を納める義務を承継した法人に限る。）を含む。第二十三条第二項において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その更正又は決定について第二十六条の規定による更正があるまでは、その更正又は決定に係る課税標準等又は税額等を修正する納税申告書を税務署長に提出することができる。

一四 同上

2 第二十四条から第二十六条まで（更正・決定）の規定による更正又は決定を受けた者（その相続人その他当該更正又は決定を受けた者の財産に属する権利義務を包括して承継した者（法人が分割をした場合にあつては、法人税法第八十二条の十七第二項（特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の納付義務の承継）（同法第一百四十五条の八（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定により当該分割をした法人の法人税を納める義務を承継した法人に限る。）を含む。第二十三条第二項において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その更正又は決定について同条の規定による更正があるまでは、その更正又は決定に係る課税標準等又は税額等を修正する納税申告書を税務署

税法第八十二条の十七第二項（特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の納付義務の承継）（同法第一百四十五条の八（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定により当該分割をした法人の法人税を納める義務を承継した法人に限る。）を含む。）は、その提出期限においても、第二十五条（決定）の規定による決定があるまでは、納税申告書を税務署長に提出することができる。

2 同上

3 期限後申告書には、その申告に係る国税の期限内申告書に記載すべきものとされている事項を記載し、その期限内申告書に添付すべきものとされている書類があるときは当該書類を添付しなければならない。

（修正申告）

第十九条 紳税申告書を提出した者（その相続人その他当該提出した者の財産に属する権利義務を包括して承継した者（法人が分割をした場合にあつては、法人税法第八十二条の十七第二項（特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の納付義務の承継）（同法第一百四十五条の八（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定により当該分割をした法人の法人税を納める義務を承継した法人に限る。）を含む。以下第二十三条第一項及び第二項（更正の請求）において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その申告について第二十四条（更正）の規定による更正があるまでは、その申告に係る課税標準等（第二条第六号イからハまで（定義）に掲げる事項をいう。以下同じ。）又は税額等（同号ニからハまでに掲げる事項をいう。以下同じ。）を修正する納税申告書を税務署長に提出することができる。

一四 同上

2 第二十四条から第二十六条まで（更正・決定）の規定による更正又は決定を受けた者（その相続人その他当該更正又は決定を受けた者の財産に属する権利義務を包括して承継した者（法人が分割をした場合にあつては、法人税法第八十二条の十七第二項（特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の納付義務の承継）（同法第一百四十五条の八（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定により当該分割をした法人の法人税を納める義務を承継した法人に限る。）を含む。第二十三条第二項において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その更正又は決定について同条の規定による更正があるまでは、その更正又は決定に係る課税標準等又は税額等を修正する納税申告書を税務署

一・四 省略

長に提出することができる。
一・四 同上

4 3 省略
修正申告書には、次に掲げる事項を記載し、その申告に係る国税の期限内申告書に添付すべきものとされている書類があるときは当該書類に記載すべき事項のうちその申告に係るものと記載した書類を添付しなければならない。

一・二 省略

三 その申告に係る次に掲げる金額

イ・ロ 省略

ハ 所得税法第百四十二条第二項（純損失の繰戻しによる還付）（同法第百六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）又は法人税法第八十条第六項（欠損金の繰戻しによる還付）（同法第八十一条の三十一第四項（連結欠損金に対する準用）及び第百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定により還付する金額（以下「純損失の繰戻し等による還付金額」という。）に係る第五十八条第一項（還付加算金）に規定する還付加算金があるときは、その還付加算金のうち口に掲げる税額に対応する部分の金額

四 省略

（納付受託者に対する納付の委託）

第三十四条の三 国税を納付しようとする者は、その税額が財務省令で定める金額以下である場合であつて、第三十四条第一項（納付の手続）に規定する納付書で財務省令で定めるものに基づき納付しようとするときは、納付受託者（次条第一項に規定する納付受託者をいう。次項において同じ。）に納付を委託することができる。

2 国税を納付しようとする者が、前項の納付書を添えて、納付受託者に納付しようとする税額に相当する金額を交付したときは、当該交付した日に当該国税の納付があつたものとみなして、延納、物納及び附帯税に関する規定を適用する。

（納付受託者）

第三十四条の四 国税の納付に関する事務（以下この項及び第三十四条の六第一項

4 3 同上
一・二 同上

三 同上
イ・ロ 同上

ハ 所得税法第百四十二条第二項（純損失の繰戻しによる還付）（同法第百六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）又は法人税法第八十条第六項（欠損金の繰戻しによる還付）（同法第八十一条の三十一第四項（連結欠損金に対する準用）、第八十二条の十五第三項（特定信託に係る欠損金に対する準用）（同法第百四十五条の八（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）及び第百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定により還付する金額（以下「純損失の繰戻し等による還付金額」という。）に係る第五十八条第一項（還付加算金）に規定する還付加算金があるときは、その還付加算金のうち口に掲げる税額に対応する部分の金額

四 同上

(納付受託者の帳簿保存等の義務)において「納付事務」という。)を適正かつ確実に実施することができると認められる者であり、かつ、政令で定める要件に該当する者として国税庁長官が指定するもの(以下第三十四条の六までにおいて「納付受託者」という。)は、国税を納付しようとする者の委託を受けて、納付事務を行うことができる。

- 2| 国税庁長官は、前項の規定による指定をしたときは、納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地その他財務省令で定める事項を公示しなければならない。
- 3| 納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国税庁長官に届け出なければならない。
- 4| 国税庁長官は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(納付受託者の納付)

- 3| 第三十四条の五 納付受託者は、第三十四条の三第一項(納付受託者に対する納付の委託)の規定により国税を納付しようとする者の委託に基づき当該国税の額に相当する金銭の交付を受けたときは、政令で定める日までに当該委託を受けた国税を納付しなければならない。
- 2| 納付受託者は、第三十四条の三第一項の規定により国税を納付しようとする者の委託に基づき当該国税の額に相当する金銭の交付を受けたときは、遅滞なく、財務省令で定めるところにより、その旨及び交付を受けた年月日を国税庁長官に報告しなければならない。
- 3| 納付受託者が第一項の国税を同項に規定する政令で定める日までに完納しないときは、納付受託者の住所又は事務所の所在地を管轄する税務署長は、国税の保証人に関する徴収の例によりその国税を納付受託者から徴収する。
- 4| 税務署長は、第一項の規定により納付受託者が納付すべき国税については、当該納付受託者に対して第四十条(滞納処分)の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該国税に係る納税者から徴収することができない。

(納付受託者の帳簿保存等の義務)

- 3| 第三十四条の六 納付受託者は、財務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。
- 2| 国税庁長官は、前二条及びこの条の規定を施行するため必要があると認めたと

きは、その必要な限度で、財務省令で定めるところにより、納付受託者に対し、報告をさせることができる。

3

国税庁長官は、前二条及びこの条の規定を施行するため必要があると認めるとときは、その必要な限度で、その職員に、納付受託者の事務所に立ち入り、納付受託者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4

前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6

国税庁長官は、政令で定めるところにより、第三項に規定する権限を国税局長に委任することができる。

（納付受託者の指定の取消し）

第三十四条の七

国税庁長官は、第三十四条の四第一項（納付受託者）の規定による指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 第三十四条の四第一項に規定する指定の要件に該当しなくなつたとき。

二 第三十四条の五第二項（納付受託者の納付）又は前条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 前条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

四 前条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対しても陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2 国税庁長官は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（繰上請求）

第三十八条 税務署長は、次の各号の一に該当する場合において、納付すべき税額

（繰上請求）

第三十八条 税務署長は、次の各号の一に該当する場合において、納付すべき税額

き税額の確定した国税（第三号に該当する場合においては、その納める義務が信託財産責任負担債務であるものを除く。）でその納期限までに完納されないと認められるものがあるときは、その納期限を繰り上げ、その納付を請求することができる。

一〇三 省 略

四 その納める義務が信託財産責任負担債務である国税に係る信託が終了したとき（信託法第二百六十三条第五号（信託の終了事由）に掲げる事由によつて終了したときを除く。）。

五 省 略

六 省 略

2 前項の規定による請求は、税務署長が、納付すべき税額、その繰上げに係る期限及び納付場所を記載した繰上請求書（源泉徴収による国税で納税の告知がされていないものについて同項の規定による請求をする場合には、当該請求をする旨を付記した納税告知書）を送達して行なう。

3・4 省 略

（納税の猶予の効果）

第四十八条 省 略

2 税務署長等は、納税の猶予をした場合において、その猶予に係る国税につき既に滞納処分により差し押された財産があるときは、その猶予を受けた者の申請に基づき、その差押えを解除することができる。

3 税務署長等は、納税の猶予をした場合において、その猶予に係る国税につき差し押された財産のうちに天然果実を生ずるもの又是有価証券、債権若しくは国税徵収法第七十二条第一項（特許権等の差押手続）に規定する無体財産権等があるときは、第一項の規定にかかわらず、その取得した天然果実又は同法第二十四条第五項第二号（譲渡担保権者の物的納税責任）に規定する第三債務者等から給付を受けた財産で金銭以外のものにつき滞納処分を執行し、その財産に係る同法第二十九条第一項（配当の原則）に規定する換価代金等をその猶予に係る国税に充てることができる。

4 省 略

（充当）

第五十七条 国税局長、税務署長又は税関長は、還付金等がある場合において、そ

の確定した国税でその納期限までに完納されないと認められるものがあるときは、その納期限を繰り上げ、その納付を請求することができる。

一〇三 同 上

四 同 上

2 前項の規定による請求は、税務署長が、納付すべき税額、その繰上げに係る期限及び納付場所を記載した繰上請求書（源泉徴収による国税で納税の告知がされていないものについて同項の規定による請求をする場合には、当該請求をする旨を付記した納税告知書）を送達して行なう。

3・4 同 上

（納税の猶予の効果）

第四十八条 同 上

2 税務署長等は、納税の猶予をした場合において、その猶予に係る国税につき既に滞納処分により差し押えた財産があるときは、その猶予を受けた者の申請に基づき、その差押えを解除することができる。

3 税務署長等は、納税の猶予をした場合において、その猶予に係る国税につき差し押えた財産のうちに天然果実を生ずるもの又是有価証券、債権若しくは国税徵収法第七十二条第一項（特許権等の差押手続）に規定する無体財産権等があるときは、第一項の規定にかかわらず、その取得した天然果実又は同法第二十四条第五項第二号（譲渡担保権者の物的納税責任）に規定する第三債務者等から給付を受けた財産で金銭以外のものにつき滞納処分を執行し、その財産に係る同法第二十九条第一項（配当の原則）に規定する換価代金等をその猶予に係る国税に充てることができる。

4 同 上

（充当）

第五十七条 国税局長、税務署長又は税関長は、還付金等がある場合において、そ

の還付を受けるべき者につき納付すべきこととなつてゐる国税（その納める義務が信託財産責任負担債務である國税に係る還付金等である場合にはその納める義務が、当該信託財産責任負担債務である國税に限るものとし、その納める義務が信託財産責任負担債務である國税に係る還付金等でない場合にはその納める義務が信託財産限定責任負担債務である國税以外の國税に限る。）があるときは、前条第一項の規定による還付に代えて、還付金等をその國税に充當しなければならない。この場合において、その國税のうちに延滞税又は利子税があるときは、その還付金等は、まず延滞税又は利子税の計算の基礎となる國税に充當しなければならない。

2・3 省略

（過少申告加算税）

第六十五条 省略

3 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 省略

二 期限内申告税額 期限内申告書（次条第一項ただし書又は第六項の規定の適用がある場合には、期限後申告書を含む。）の提出に基づき第三十五条第一項又は第二項の規定により納付すべき税額（これらの申告書に係る國税について、次に掲げる金額があるときは当該金額を加算した金額とし、所得税、法人税、相続税又は消費税に係るこれらの申告書に記載された還付金の額に相当する税額があるときは当該税額を控除した金額とする。）

イ 省略

口 法人税法第二条第四十一号（定義）に規定する中間納付額、同条第四十二条に規定する清算中の予納額、同法第六十八条（所得税額の控除）（同法第一百四十四条（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）、第六十九条（外国税額の控除）、第八十一条の十四（連結事業年度における所得税額の控除）若しくは第八十一条の十五（連結事業年度における外國税額の控除）の規定による控除をされるべき金額、同法第九十条（退職年金等積立金に係る中間申告による納付）（同法第一百四十五条の五（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき法人税の額（その額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又

の還付を受けるべき者につき納付すべきこととなつてゐる国税があるときは、前条第一項の規定による還付に代えて、還付金等をその國税に充當しなければならない。この場合において、その國税のうちに延滞税又は利子税があるときは、その還付金等は、まず延滞税又は利子税の計算の基礎となる國税に充當しなければならない。

2・3 同上

（過少申告加算税）

第六十五条 同上

3 同上

一 同上

二 同上

イ 同上

口 法人税法第二条第四十一号（定義）に規定する中間納付額、同条第四十二条に規定する清算中の予納額、同法第六十八条（所得税額の控除）（同法第一百四十四条（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）、第六十九条（外国税額の控除）、第八十一条の十四（連結事業年度における所得税額の控除）若しくは第八十一条の十五（連結事業年度における外國税額の控除）（同法第一百四十五条の五（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）若しくは第八十二条の七（特定信託に係る外國税額の控除）（同法第一百四十五条の七（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による控除

は更正後の法人税の額) 又は同法第百条(解散の場合の清算所得に対する法人税額から得る所得税額の控除)の規定による控除をされるべき所得税の額

をされるべき金額、同法第九十条(退職年金等積立金に係る中間申告による納付)(同法第一百四十五条の十二(外国法人に対する準用))において準用する場合を含む。)の規定により納付すべき法人税の額(その額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の法人税の額)又は同法第百条(解散の場合の清算所得に対する法人税額からの所得税額の控除)の規定による控除をされるべき所得税の額

4・5省略
ハ・ニ省略

(無申告加算税)

第六十六条省略

2省略

3前項において、累積納付税額とは、第一項第二号の修正申告書の提出又は更正前にされたその国税についての次に掲げる納付すべき税額の合計額(当該国税について、当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正若しくは第二十五条の規定による決定に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときはこれらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とし、次項において準用する前条第四項の規定の適用があつたときは同項の規定により控除すべき金額を控除した金額とする。)をいう。

1・二省略
4・6省略

(審理のための質問、検査等)

第九十七条担当審判官は、審理を行ふため必要があるときは、検査請求人の申立てにより、又は職権で、次に掲げる行為をすることができる。

一省略

二前号に規定する者の帳簿書類その他の物件につき、その所有者、所持者若しくは保管者に対し、当該物件の提出を求め、又はこれらの者が提出した物件を留め置くこと。

二前号に規定する者の帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)その他の物件につき、その所有者、所持者若しくは保管者に対し、当該物件の提出を求め、又はこれらの者が提出した物件を留め置くこと。

(審理のための質問、検査等)

第九十七条同上

一同上

二前号に規定する者の帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)その他の物件につき、その所有者、所持者若しくは保管者に対し、当該物件の提出を求め、又はこれらの者が提出した物件を留め置くこと。

2
5
三·四
省 省 路

2
5
三·四
同 同
上 上

(国税徴収法の一部改正)

第十一条 国税徴収法(昭和三十四年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

(譲渡担保権者の物的納税責任)

第二十四条

省略

2・3 省略

4 譲渡担保財産を第一項の納税者の財産としてした差押は、同項の要件に該当する場合に限り、前項の規定による差押として滞納処分を続行することができる。この場合において、税務署長は、遅滞なく、第二項の告知及び通知をしなければならない。

5 税務署長は、前項の規定により滞納処分を続行する場合において、譲渡担保財産が次の各号に掲げる財産であるときは、当該各号に定める者に対し、納税者の財産としてした差押を第三項の規定による差押として滞納処分を続行する旨を通知しなければならない。

一 第三者が占有する動産(第七十条(船舶又は航空機の差押)又は第七十一条(自動車、建設機械又は小型船舶の差押))の規定の適用を受ける財産及び無記名債権を除く。以下同じ。)又は有価証券、動産又は有価証券を占有する第三者

二 第六十二条(差押えの手続及び効力発生時期)又は第七十三条(電話加入権等の差押えの手続及び効力発生時期)の規定の適用を受ける財産(これらの財産の権利の移転につき登記をするものを除く。)第三債務者又はこれに準ずる者(以下「第三債務者等」という。)

6 税務署長は、第四項の規定により滞納処分を続行する場合において、第五十五条第一号又は第三号(質権者等に対する差押えの通知)に掲げる者のうち知り得る者があるときは、これらの者に対し、納税者の財産としてした差押を第三項の規定による差押として滞納処分を続行する旨を通知しなければならない。

7 第二項の規定による告知又は前項の規定の適用を受ける差押をした後、納税者の財産の譲渡により担保される債権が債務不履行その他弁済以外の理由により消滅した場合(譲渡担保財産につき買戻し、再売買の予約その他これらに類する契約を締結している場合において、期限の経過その他その契約の履行以外の理由によりその契約が効力を失つたときを含む。)においても、なお譲渡担保財産として存続するものとみなして、第三項の規定を適用する。

8 省略

(譲渡担保権者の物的納税責任)

第二十四条

同上

4 譲渡担保財産を第一項の納税者の財産としてした差押は、同項の要件に該当する場合に限り、前項の規定による差押として滞納処分を続行することができる。この場合において、税務署長は、遅滞なく、第二項の告知及び通知をしなければならない。

5 第二項の規定による告知又は前項の規定の適用を受ける差押をした後、納税者の財産の譲渡により担保される債権が債務不履行その他弁済以外の理由により消滅した場合(譲渡担保財産につき買戻し、再売買の予約その他これらに類する契約を締結している場合において、期限の経過その他その契約の履行以外の理由によりその契約が効力を失つたときを含む。)においても、なお譲渡担保財産として存続するものとみなして、第三項の規定を適用する。

6 同上

(清算人等の第二次納税義務)

第三十四条 法人が解散した場合において、その法人に課されるべき、又はその法人が納付すべき国税を納付しないで残余財産の分配又は引渡しをしたときは、その法人に対し滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合に限り、清算人及び残余財産の分配又は引渡しを受けた者（前条の規定の適用を受ける者を除く。以下この項において同じ。）は、その滞納に係る国税につき第二次納税義務を負う。ただし、清算人は分配又は引渡しを受けた者はその受けた財産の価額の限度において、残余財産の分配又は引渡しを受けた者はその受けた財産の価額の限度において、それぞれその責めに任する。

21

信託法（平成十八年法律第二百八号）第一百七十五条（清算の開始原因）に規定する信託が終了した場合において、その信託に係る清算受託者（同法第二百七十七条（清算受託者の職務）に規定する清算受託者をいう。以下この項において同じ。）に課されるべき、又はその清算受託者が納付すべき国税（その納める義務が信託財産責任負担債務（同法第二条第九項（定義）に規定する信託財産責任負担債務をいう。）となるものに限る。以下この項において同じ。）を納付しないで信託財産に属する財産を残余財産受益者等（同法第二百八十二条第二項（残余財産の帰属）に規定する残余財産受益者等をいう。以下この項において同じ。）に給付をしたときは、その清算受託者に対し滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合に限り、清算受託者（信託財産に属する財産のみをもつて当該国税を納める義務を履行する責任を負う清算受託者に限る。以下この項において「特定清算受託者」という。）及び残余財産受益者等は、その滞納に係る国税につき第二次納税義務を負う。ただし、特定清算受託者は給付をした財産の価額の限度において、残余財産受益者等は給付を受けた財産の価額の限度において、それぞれその責めに任ずる。

(差押調書)

第五十四条 徴収職員は、滞納者の財産を差し押さえたときは、差押調書を作成し

、その財産が次に掲げる財産であるときは、その贈本を滞納者に交付しなければならない。

一 動産又は有価証券

(清算人等の第二次納税義務)

第三十四条 法人が解散した場合において、その法人に課されるべき、又はその法人が納付すべき国税を納付しないで残余財産の分配又は引渡しをしたときは、その法人に対し滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合に限り、清算人及び残余財産の分配又は引渡しを受けた者（前条の規定の適用を受ける者を除く。以下この項において同じ。）は、その滞納に係る国税につき第二次納税義務を負う。ただし、清算人は分配又は引渡しを受けた者はその受けた財産の価額の限度において、残余財産の分配又は引渡しを受けた者はその受けた財産の価額の限度において、それぞれその責めに任する。

(差押調書)

第五十四条 同上

一 動産（第七十条（船舶又は航空機の差押え）又は第七十一条（自動車、建設機械又は小型船舶の差押え）の規定の適用を受ける財産及び無記名債権を除く

（以下同じ。）又は有価証券
二・三 同上

（特許権等の差押えの手続及び効力発生時期）

- 第七十二条** 前三款の規定の適用を受けない財産（以下「無体財産権等」という。）のうち特許権、著作権その他第三債務者等がない財産の差押えは、滞納者に対する差押書の送達により行う。
 2 前項の差押えの効力は、その差押書が滞納者に送達された時に生ずる。
 3 税務署長は、無体財産権等でその権利の移転につき登記をするものを差し押さえたときは、差押えの登記を関係機関に嘱託しなければならない。
 4 前項の差押えの登記が差押書の送達前にされた場合には、第二項の規定にかかわらず、その差押えの登記がされた時に差押えの効力が生ずる。
 5 省略

（公売公告）

第九十五条 税務署長は、差押財産を公売に付するときは、公売の日の少なくとも

- 十日前までに、次に掲げる事項を公告しなければならない。ただし、公売に付する財産（以下「公売財産」という。）が不相応の保存費を要し、又はその価額を著しく減少するおそれがあると認めるときは、この期間を短縮することができる。

一・四 省略
五 公売保証金を提供させるときは、その金額

六・九 省略

- 2 前項の公告は、税務署の掲示場その他税務署内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。ただし、他の適当な場所に掲示する方法、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲げる方法その他の方法を併せて用いることを妨げない。

（公売保証金）

- 第一百条** 公売財産の入札又は競り売りに係る買受けの申込み（以下「入札等」といふ。）をしようとする者（以下「入札者等」という。）は、税務署長が公売財産の見積価額の百分の十以上の額により定める公売保証金を次の各号に掲げるいずれかの方法により提供しなければならない。ただし、税務署長は、公売財産の見積価額が政令で定める金額以下である場合又は買受代金を売却決定の日に納付せることは、公売保証金の提供を要しないものとすることができます。

（特許権等の差押の手続及び効力発生時期）

- 第七十二条** 前三款の規定の適用を受けない財産（以下「無体財産権等」という。）のうち特許権、著作権その他第三債務者又はこれに準ずる者（以下「第三債務者等」という。）がない財産の差押は、滞納者に対する差押書の送達により行う。
 2 前項の差押の効力は、その差押書が滞納者に送達された時に生ずる。
 3 税務署長は、無体財産権等でその権利の移転につき登記をするものを差し押さえたときは、差押の登記を関係機関に嘱託しなければならない。
 4 前項の差押の登記が差押書の送達前にされた場合には、第二項の規定にかかわらず、その差押の登記がされた時に差押の効力が生ずる。
 5 同上

（公売公告）

第九十五条 同上

- 一・四 同上
五 公売保証金を納付させるときは、その金額

六・九 同上

- 2 前項の公告は、税務署の掲示場その他税務署内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。ただし、他の適当な場所に掲示する方法、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲げる方法その他の方法を併せて用いることを妨げない。

（公売保証金）

- 第一百条** 公売財産の入札又はせり売に係る買受の申込（以下「入札等」といふ。）をしようとする者は、税務署長が公売財産の見積価額の百分の十以上の額により定める公売保証金を現金（国税の納付に使用することができる小切手のうち銀行の振出に係るもの及びその支払保証のあるものを含む。以下第百十五条第三項（買受代金の納付の期限）において同じ。）で納付しなければならない。ただし、税務署長は、公売財産の見積価額が政令で定める金額以下である場合又は買受代

金を売却決定の日に納付させるとときは、その納付を要しないものとすることができる。

- 一 現金（国税の納付に使用することができる小切手のうち銀行の振出しに係るもの及びその支払保証のあるものを含む。次号、第四項及び第一百十五条第三項（買受代金の納付の期限等）において同じ。）で納付する方法
- 二 入札者等と保証銀行等（銀行その他税務署長が相当と認める者をいう。以下この号及び第四項において同じ。）との間において、当該入札者等に係る公売保証金に相当する現金を税務署長の催告により当該保証銀行等が納付する旨の契約（財務省令で定める要件を満たすものに限る。）が締結されたことを証する書面を税務署長に提出する方法

- 2 入札者等は、前項ただし書の規定の適用を受ける場合を除き、公売保証金を提供した後でなければ、入札等をすることができない。

- 3 公売財産の買受人は、第一項第一号に掲げる方法により提供した公売保証金がある場合には、当該公売保証金を買受代金に充てることができる。ただし、第一百五十四条の規定により売却決定が取り消されたときは、当該公売保証金をそのままの公売に係る国税に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付しなければならない。

- 4 税務署長は、第一項第二号に掲げる方法により公売保証金を提供した入札者等に対して第一百五十四条の規定による処分をした場合には、当該入札者等に係る保証銀行等に当該公売保証金に相当する現金を納付させるものとする。この場合において、当該保証銀行等が納付した現金は、当該処分を受けた者が第一項第一号に掲げる方法により提供した公売保証金とみなして、前項ただし書の規定を適用する。

- 5 前項の規定は、税務署長が、第一百八条第二項（公売実施の適正化のための措置）の規定による処分をした場合について準用する。この場合において、前項中「第一百五十四条」とあるのは「第一百八条第二項（公売実施の適正化のための措置）」と、「前項ただし書」とあるのは「同条第三項」と読み替えるものとする。

- 6 税務署長は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、当該各号に規定する公売保証金をその提供した者に返還しなければならない。

- 一 第百四条から第一百五条まで（最高価申込者等の決定）の規定により最高価申込者及び次順位買受申込者（以下この項、第一百六条第一項及び第二項（入札又は競り売りの終了の告知等）、第一百八条第一項及び第二項（公売実施の適正化）

- 2 公売財産の入札等をしようとする者（以下「入札者等」という。）は、前項ただし書の規定の適用を受ける場合を除き、公売保証金を納付した後でなければ、入札等をすることができない。
- 3 公売財産の買受人は、その納付した公売保証金を買受代金に充てすることができる。ただし、第一百五十四条（売却決定の取消）の規定により売却決定が取り消されたときは、その公売に係る国税に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付しなければならない。

- 4 税務署長は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、当該各号に規定する公売保証金をその提供した者に返還しなければならない。

- 一 第百四条から第一百五条まで（最高価申込者等の決定）の規定により最高価申込者及び次順位買受申込者（以下この項、第一百六条第一項及び第二項（入札又は競り売りの終了の告知等）、第一百八条第一項及び第二項（公売実施の適正化）

買受申込み等の取消し)において「最高価申込者等」という。)を定めた場合において、他の入札者等の提供した公売保証金があるとき。

二 入札等の価額の全部が見積価額に達しないことその他の理由により最高価申込者を定めることができなかつた場合において、入札者等の提供した公売保証金があるとき。

三 第百十四条の規定により最高価申込者等又は買受人がその入札等又は買受けを取り消した場合において、その者の提供した公売保証金があるとき。

四 第百十五条第三項の規定により最高価申込者が買受代金を納付した場合において、最高価申込者が提供した公売保証金で第三項本文の規定により買受代金に充てたもの以外のもの又は次順位買受申込者が提供した公売保証金があるとき。

五 第百十七条(国税の完納による売却決定の取消し)の規定により売却決定が取り消された場合において、買受人の提供した公売保証金があるとき。

(入札又は競り売りの終了の告知等)

第一百六条 徴収職員は、最高価申込者等を定めたときは、直ちにその氏名及び価額(複数落札入札制による場合には、数量及び単価。次項において同じ。)を告げた後、入札又は競り売りの終了を告知しなければならない。

2・3 省略

(公売実施の適正化のための措置)

第一百八条 省略

2 省略

3 前項の場合において、同項の処分を受けた者の納付した公売保証金があるときは、その公売保証金は、国庫に帰属する。この場合において、第一百条第六項(公売保証金の返還)の規定は、適用しない。

4 省略

(買受代金の納付の期限等)

第一百十五条 省略

2 税務署長は、必要があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

。ただし、その期間は、三十日を超えることができない。

のための措置)並びに第百十四条(買受申込み等の取消し)において「最高価申込者等」という。)を定めた場合において、他の入札者等の納付した公売保証金があるとき。

二 入札等の価額の全部が見積価額に達しないことその他の理由により最高価申込者を定めることができなかつた場合において、入札者等の納付した公売保証金があるとき。

三 第百十四条の規定により最高価申込者等又は買受人がその入札等又は買受けを取り消した場合において、その者の納付した公売保証金があるとき。

四 第百十五条第三項(買受代金の納付)の規定により最高価申込者が買受代金を納付した場合において、次順位買受申込者が納付した公売保証金があるとき。

五 第百十七条(国税の完納による売却決定の取消し)の規定により売却決定が取り消された場合において、買受人の納付した公売保証金があるとき。

(入札又は競り売りの終了の告知等)

第一百六条 徴収職員は、最高価申込者等を定めたときは、直ちにその氏名及び価額(複数落札入札制による場合には、数量及び単価。次項において同じ。)を呼び上げた後、入札又は競り売りの終了を告知しなければならない。

2・3 同上

(公売実施の適正化のための措置)

第一百八条 同上

2 同上

3 前項の場合において、同項の処分を受けた者の納付した公売保証金があるときは、その公売保証金は、国庫に帰属する。この場合において、第一百条第四項(公売保証金の返還)の規定は、適用しない。

4 同上

(買受代金の納付の期限等)

第一百十五条 同上

2 税務署長は、必要があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

。ただし、その期間は、十日をこえることができない。

(相続等があつた場合の滞納処分の効力)

第一百三十九条 省略

- 2 滞納者の死亡後その国税につき滞納者の名義の財産に対してもした差押えは、当該国税につきその財産を有する相続人に対してされたものとみなす。ただし、徵収職員がその死亡を知つていたときは、この限りでない。
- 3 | 債託の受託者の任務が終了した場合において、新たな受託者が就任するに至るまでの間に信託財産に属する財産について滞納処分を執行した後、新たな受託者が就任したときは、その財産につき滞納処分を続行することができる。

- 4 | 信託の受託者である法人の信託財産に属する財産について滞納処分を執行した後、当該受託者である法人としての権利義務を承継する分割が行われたときは、その財産につき滞納処分を続行することができる。

(滞納処分に関する不服申立て等の期限の特例)

第一百七十二条 滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること(第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。)を

理由としてする異議申立て(国税通則法第十一条(災害等による期限の延長)又は第七十七条(異議申立ての期間)の規定により異議申立てをすることができる期間を経過したもの除去く。)は、これらの規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

一 督促 差押えに係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押えがあつたことを知つた日)から二月を経過した日

二 不動産等についての差押え その公売期日等

三・四 省略

3 | 第一項第三号及び第四号に掲げる処分につき、異議申立て又は前項に規定する審査請求を行う場合において、その異議申立て書(国税通則法第八十二条第一項(税務署長経由による異議申立て)に規定する異議申立て書をいう。)又は審査請求書(同法第八十七条第二項(審査請求書の記載事項等)に規定する審査請求書をいう。)については、同法第七十七条第五項の規定は、適用しない。

(相続等があつた場合の滞納処分の効力)

第一百三十九条 同上

- 2 滞納者の死亡後その国税につき滞納者の名義の財産に対してもした差押は、当該国税につきその財産を有する相続人に対してされたものとみなす。ただし、徵収職員がその死亡を知つていたときは、この限りでない。

(滞納処分に関する不服申立て等の期限の特例)

第一百七十二条 同上

一 督促 差押に係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日)から二月を経過した日

二 不動産等についての差押 その公売期日等

三・四 同上

2 同上

(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の

一部改正)

第十一條 稟税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正

法律(昭和四十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

(法人課税信託の受託者等に関するこの法律の適用)

第二条の二 法人税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託（以下この項において「法人課税信託」という。）の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この法律（第八条から第十一条まで及び第十三条を除く。）の規定を適用する。

2 所得税法第六条の二第二項及び第六条の三の規定は、前項の規定を次条から第三条の二の二まで、第三条の三、第四条、第五条の二から第七条まで及び第十二条において適用する場合について準用する。

3 法人税法第四条の六第二項、第四条の七及び第四条の八の規定は、第一項の規定を第四条、第五条、第六条の二、第七条及び第十二条において適用する場合について準用する。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(配当等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等)

第三条の二 相手国居住者等が支払を受ける配当、利息若しくは使用料（当該租税条約においてこれらに準ずる取扱いを受けるものを含む。）又はその他の所得で、所得税法の施行地にその源泉があるものをいう。

以下同じ。）のうち、当該相手国居住者等に係る相手国との間の租税条約の規定において、当該相手国においてその法令に基づき当該相手国居住者等の所得として取り扱われるものとされるもの（次項において「相手国居住者等配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する同法第一百七十条、第一百七十九条若しくは第二百十三条第一項又は租税特別措置法第三条第一項、第八条の二第一項、第三項若しくは第四項、第九条の三、第九条の五の二第二項から第四項まで、第四十一条の九第一項から第三項まで、第四十

(配当等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等)

第三条の二 相手国居住者等が支払を受ける配当、利息若しくは使用料（当該租税条約においてこれらに準ずる取扱いを受けるものを含む。）又はその他の所得で、所得税法の施行地にその源泉があるものをいう。

以下同じ。）のうち、当該相手国居住者等に係る相手国との間の租税条約の規定において、当該相手国においてその法令に基づき当該相手国居住者等の所得として取り扱われるものとされるもの（次項において「相手国居住者等配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する同法第一百七十条、第一百七十九条若しくは第二百十三条第一項又は租税特別措置法第三条第一項、第八条の二第一項、第三項若しくは第四項、第九条の三、第四十一条の九第一項から第三項まで、第四十一条の十第一項若しくは第四十一条の十

一条の十第一項若しくは第四十一条の十二第一項若しくは第二項の規定の適用について、当該配当等に適用される場合は、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。

2 相手国居住者等が支払を受ける相手国居住者等配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第七条第一項第三号及び第五号、第一百六十四条第二項、第一百六十九条、第一百七十条、第一百七十八条、第一百七十九条並びに第二百十二条第一項及び第二項並びに租税特別措置法第三条第一項、第八条の二第一項、第九条の五の二第二項から第四項まで、第四十一条の九第二項から第三項まで、第四十一条の十第一項並びに第四十一条の十二第一項及び第二項の規定の適用はないものとする。

3 外国法人が支払を受ける配当等のうち、租税条約の規定において、当該租税条約の相手国においてその法令に基づき当該外国法人の株主等である者（当該租税条約の規定により当該租税条約の相手国の居住者とされる者に限る。）の所得として取り扱われるものとされる部分（次項において「株主等配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する所得税法第一百七十九条若しくは第二百十三条第一項又は租税特別措置法第八条の二第三項若しくは第四項、第九条の三、第九条の五の二第三項若しくは第四項、第四十一条の九第二項若しくは第三項若しくは第四十一条の十二第二項の規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定により当該配当等に適用される限度税率によるものとする。

4 外国法人が支払を受ける株主等配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第七条第一項第五号、第一百七十八条、第一百七十九条並びに第二百十二条第一項及び第二項並びに租税特別措置法第九条の五の二第三項及び第四項、第四十一条の九第二項及び第三項並びに第四十一条の十二第二項の規定の適用はないものとする。

5 非居住者又は外国法人が支払を受ける配当等のうち、当該非居住者又は外国法人に係る相手国との間の租税条約の規定において、当該相手国においてその法令に基づき当該非居住者又は外国法人が構成員となつてある当該相手国の団体の所得として取り扱われるものとされるもの（次項において「相手国団体配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する所得税法第一百七十条、第一百七十九条若しくは第二百十三条第一項又は租税特別措置法第一百七十条、第一百七十九条若しくは第二百十三条第一項並びに第四十一条の十二第二項の規定の適用はないものとする。

二第一項若しくは第二項の規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。

2 相手国居住者等が支払を受ける相手国居住者等配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第七条第一項第三号及び第五号、第一百六十四条第二項、第一百六十九条、第一百七十条、第一百七十八条、第一百七十九条並びに第二百十二条第一項及び第二項並びに租税特別措置法第三条第一項、第八条の二第一項、第四十一条の九第一項から第三項まで、第四十一条の十第一項並びに第四十一条の十二第一項及び第二項の規定の適用はないものとする。

3 外国法人が支払を受ける配当等のうち、租税条約の規定において、当該租税条約の相手国においてその法令に基づき当該外国法人の株主等である者（当該租税条約の規定により当該租税条約の相手国の居住者とされる者に限る。）の所得として取り扱われるものとされる部分（次項において「株主等配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する所得税法第一百七十九条若しくは第二百十三条第一項又は租税特別措置法第八条の二第三項若しくは第四項、第九条の三、第四十一条の九第二項若しくは第三項若しくは第四十一条の十二第二項の規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。

4 外国法人が支払を受ける株主等配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第七条第一項第五号、第一百七十八条、第一百七十九条並びに第二百十二条第一項及び第二項並びに租税特別措置法第四十一条の九第二項及び第三項並びに第四十一条の十二第二項の規定の適用はないものとする。

5 非居住者又は外国法人が支払を受ける配当等のうち、当該非居住者又は外国法人に係る相手国との間の租税条約の規定において、当該相手国においてその法令に基づき当該非居住者又は外国法人が構成員となつてある当該相手国の団体の所得として取り扱われるものとされるもの（次項において「相手国団体配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する所得税法第一百七十条、第一百七十九条若しくは第二百十三条第一項又は租税特別措置法第一百七十条、第一百七十九条若しくは第二百十三条第一項並びに第四十一条の十二第二項の規定の適用はないものに対する所得税法第一百七十条、第一百七十九条若しくは第二百十三条第一項並びに第四十一条の十二第二項の規定の適用はないものとする。

措置法第三条第一項、第八条の二第一項、第三項若しくは第四項、第九条の三、第九条の五の二第二項から第四項まで、第四十一条の九第一項から第三項まで若しくは第四十一条の十第一項の規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。

6 非居住者又は外国法人が支払を受ける相手国団体配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定のあるものについては、所得税法第七条第一項第三号及び第五号、第一百六十四条第二項、第一百六十九条、第一百七十一条、第一百七十八条、第一百七十九条並びに第二百十二条第一項及び第二項並びに租税特別措置法第三条第一項、第八条の二第一項、第九条の五の二第二項から第四項まで、第四十一条の九第一項から第三項まで及び第四十一条の十第一項の規定の適用はないものとする。

7 非居住者又は外国法人が支払を受ける配当等のうち、当該非居住者又は外国法人に係る国以外の相手国との間の租税条約の規定において、当該相手国においてその法令に基づき当該非居住者又は外国法人が構成員となつてある当該相手国の団体の所得として取り扱われるものとされるもの（次項、第十三項及び第十四項において「第三国団体配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定があるものに対する所得税法第二百十三条第一項又は租税特別措置法第八条の二第四項、第九条の三（所得税法第二百十三条第一項に係る部分に限る。）、第九条の五の二第四項若しくは第四十一条の九第三項の規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該配当等に適用される限度税率によるものとする。

8 非居住者又は外国法人が支払を受ける第三国団体配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第二百十二条第一項及び第二項並びに租税特別措置法第四十一条の九第三項の規定の適用はないものとする。

9 12 省 略
13 所得税法第一百七十二条第一項（第二号を除く。）及び第三項の規定は、非居住者又は外国法人が第三国団体配当等（同法第一百六十五条又は法人税法第一百四十二条の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける場合において、当該第三国団体配当等について第七項又は第八項の規定の適用を受けるときについて準用

措置法第三条第一項、第八条の二第一項、第三項若しくは第四項、第九条の三、第四十一条の九第一項から第三項まで若しくは第四十一条の十第一項の規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。

6 非居住者又は外国法人が支払を受ける相手国団体配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第七条第一項第三号及び第五号、第一百六十四条第二項、第一百六十九条、第一百七十一条、第一百七十八条、第一百七十九条並びに第二百十二条第一項及び第二項並びに租税特別措置法第三条第一項、第八条の二第一項、第四十一条の九第一項から第三項まで及び第四十一条の十第一項の規定の適用はないものとする。

7 非居住者又は外国法人が支払を受ける配当等のうち、当該非居住者又は外国法人に係る国以外の相手国との間の租税条約の規定において、当該相手国においてその法令に基づき当該非居住者又は外国法人が構成員となつてある当該相手国の団体の所得として取り扱われるものとされるもの（次項、第十三項及び第十四項において「第三国団体配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定があるものに対する所得税法第二百十三条第一項又は租税特別措置法第八条の二第四項、第九条の三（所得税法第二百十三条第一項に係る部分に限る。）、第九条の五の二第四項若しくは第四十一条の九第三項の規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。

8 非居住者又は外国法人が支払を受ける第三国団体配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第二百十二条第一項及び第二項並びに租税特別措置法第四十一条の九第三項の規定の適用はないものとする。

9 12 同 上
13 同 上

する。この場合において、次の表の上欄に掲げる所得税法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一百七十二条 第一項第三号	省略	第一百七十二条 第一項第一号	省略
省略	省略	第一百七十条（税率） 率）若しくは第一百七十九条（外 国法人に係る税率）又は租税特 別措置法（昭和三十二年法律第 二十六号）第三条第一項（利子 所得の分離課税等）、第八条の 二第一項若しくは第三項（私募 公社債等運用投資信託等の収益 の分配に係る配当所得の分離課 税等）、第九条の三（上場株式 等の配当等に係る源泉徴収税率 等の特例）、第九条の五の二第二 二項若しくは第三項（外国特定 目的信託の利益の分配又は外 特定投資信託の収益の分配に係 る課税の特例）、第四十一条の 九第一項（懸賞金付預貯金等の 懸賞金等の分離課税等）若しく は第四十一条の十第一項（定期積 金の給付補てん金等の分離課 税等）	第一百七十条（非居住者に係る税 率）若しくは第一百七十九条（外 国法人に係る税率）又は租税特 別措置法（昭和三十二年法律第 二十六号）第三条第一項（利子 所得の分離課税等）、第八条の 二第一項若しくは第三項（私募 公社債等運用投資信託等の収益 の分配に係る配当所得の分離課 税等）、第九条の三（上場株式 等の配当等に係る源泉徴収税率 等の特例）、第九条の五の二第二 二項若しくは第三項（外国特定 目的信託の利益の分配又は外 特定投資信託の収益の分配に係 る課税の特例）、第四十一条の 九第一項（懸賞金付預貯金等の 懸賞金等の分離課税等）若しく は第四十一条の十第一項（定期積 金の給付補てん金等の分離課 税等）

同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上

第一項第四号

第三項	第一百七十二条	省略	省略
	省略	省略	省略

14

所得税法第一百六十四条第一項第一号から第三号までに掲げる非居住者が支払を受けるべき第三国団体配当等（当該非居住者が同項第二号又は第三号に掲げる者である場合には、これらの号に掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。）のうち、第七項又は第八項の規定の適用を受けるもの（租税特別措置法第八条の五第一項各号に掲げる配当等に限る。以下この項及び次項において「申告不要第三国団体配当等」という。）に係る配当所得については、租税特別措置法第八条の五の規定は、適用しない。この場合において、当該申告不要第三国団体配当等に係る配当所得については、所得税法第一百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該申告不要第三国団体配当等に係る配当所得の金額に対する所得税の額は、当該申告不要第三国団体配当等に係る配当所得の金額（次項第三号の規定により読み替えられた同法第七十二条、第七十八条、第八十六条及び第八十七条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の二十（租税特別措置法第九条の三第一項各号に掲げる配当等で、平成二十一年三月三十日までに支払を受けるべきものにあつては百分の七とし、同日後に支払を受けるべきものにあつては百分の十五とする。）の税率から第七項の限度税率を控除して得た率（当該非居住者が第八項の規定の適用を受ける場合には、百分の二十（租税特別措置法第九条の三第一項各号に掲げる配当等で、同日までに支払を受けるべきものにあつては百分の七とし、同日後に支払を受けるべきものにあつては百分の十五とする。）の税率）を乗じて計算した金額に相当する金額とすることができる。

15 | 19 省略

20 居住者が支払を受けるべき特定配当等のうち、第九項から第十一項までの規定の適用を受けるもの（租税特別措置法第八条の五第一項各号に掲げる配当等に限る。以下この項及び次項において「申告不要特定配当等」という。）に係る配当所得については、同条の規定は、適用しない。この場合において、当該申告不要特定配当等に係る配当所得については、所得税法第二十二条及び第八十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該申告不要特定配当等に係る

14

所得税法第一百六十四条第一項第一号から第三号までに掲げる非居住者が支払を受けるべき第三国団体配当等（当該非居住者が同項第二号又は第三号に掲げる者である場合には、これらの号に掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。）のうち、第七項又は第八項の規定の適用を受けるもの（租税特別措置法第八条の五第一項各号に掲げる配当等に限る。以下この項及び次項において「申告不要第三国団体配当等」という。）に係る配当所得については、租税特別措置法第八条の五の規定は、適用しない。この場合において、当該申告不要第三国団体配当等に係る配当所得については、所得税法第一百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該申告不要第三国団体配当等に係る配当所得の金額に対する所得税の額は、当該申告不要第三国団体配当等に係る配当所得の金額（次項第三号の規定により読み替えられた同法第七十二条、第七十八条、第八十六条及び第八十七条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の二十（租税特別措置法第九条の三第一項各号に掲げる配当等で、平成二十一年三月三十日までに支払を受けるべきものにあつては百分の七とし、同日後に支払を受けるべきものにあつては百分の十五とする。）の税率から第七項の限度税率を控除して得た率（当該非居住者が第八項の規定の適用を受ける場合には、百分の二十（租税特別措置法第九条の三第一項各号に掲げる配当等で、同日までに支払を受けるべきものにあつては百分の七とし、同日後に支払を受けるべきものにあつては百分の十五とする。）の税率）を乗じて計算した金額に相当する金額とすることができる。

15 | 19 同上

20 居住者が支払を受けるべき特定配当等のうち、第九項から第十一項までの規定の適用を受けるもの（租税特別措置法第八条の五第一項各号に掲げる配当等に限る。以下この項及び次項において「申告不要特定配当等」という。）に係る配当所得については、同条の規定は、適用しない。この場合において、当該申告不要特定配当等に係る配当所得については、所得税法第二十二条及び第八十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該申告不要特定配当等に係る

配当所得の金額に対する所得税の額は、当該申告不要特定配当等に係る配当所得の金額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の二十（租税特別措置法第九条の三第一項各号に掲げる配当等で、平成二十一年三月三十一日までに支払を受けるべきものにあつては百分の七とし、同日後に支払を受けるべきものにあつては百分の十五とする。）の税率から適用限度税率を控除して得た率（当該居住者が第十一項の規定の適用を受ける場合には、百分の二十（租税特別措置法第九条の三第一項各号に掲げる配当等で、平成二十年三月三十一日までに支払を受けるべきものにあつては百分の七とし、同日後に支払を受けるべきものにあつては百分の十五とする。）の税率から適用限度税率を控除して得た率（当該居住者が第十一項の規定の適用を受ける場合には、百分の二十（租税特別措置法第九条の三第一項各号に掲げる配当等で、同日までに支払を受けるべきものにあつては百分の七とし、同日後に支払を受けるべきものにあつては百分の十五とする。）の税率）を乗じて計算した金額に相当する金額とすることができる。

21～27 省 略

（配当等に対する特別徴収に係る住民税の税率の特例等）

第三条の二の二 省 略

21～4 省 略

5 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 省 略
二 地方税法第二十三条第一項第七号、第八号、第十一号ロ、第十二号及び第十
三号、第二十四条の五第一項第二号、第三十四条第一項第十号の二、第三項及
び第十項、第三十七条、附則第四条第四項並びに附則第四条の二第四項の規定

の適用については、同法第二十三条第一項第十三号中「山林所得金額」とある
のは、「山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地
方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約
実施特例法」という。）第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額
」とする。

三～七 省 略

6 道府県内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定外国配当等のうち、地方
税法第二十三条第一項第十五号に掲げる特定配当等であつて第一項又は第三項の
規定の適用を受けるもの（以下この項から第八項までにおいて「条約適用配当等
」といふ。）については、同法第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条の
規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の当該条約適用配当等に係る
配当所得の金額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し
、条約適用配当等の額（第八項第四号の規定により読み替えられた同法第三十四

配当所得の金額に対する所得税の額は、当該申告不要特定配当等に係る配当所得の金額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の二十（租税特別措置法第九条の三第一項各号に掲げる配当等で、平成二十一年三月三十一日までに支払を受けるべきものにあつては百分の七とし、同日後に支払を受けるべきものにあつては百分の十五とする。）の税率から適用限度税率を控除して得た率（当該居住者が第十一項の規定の適用を受ける場合には、百分の二十（租税特別措置法第九条の三第一項各号に掲げる配当等で、同日までに支払を受けるべきものにあつては百分の七とし、同日後に支払を受けるべきものにあつては百分の十五とする。）の税率）を乗じて計算した金額に相当する金額とすることができる。

21～27 同 上

（配当等に対する特別徴収に係る住民税の税率の特例等）

第三条の二の二 同 上

21～4 同 上

5 同 上

一 同 上
二 地方税法第二十三条第一項第七号、第八号、第十一号ロ、第十二号及び第十
三号、第二十四条の五第一項第二号、第三十四条第一項第十号の二、第三項及
び第十項並びに第三十七条の規定の適用については、同法第二十三条第一項第
十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約の実施
に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年
法律第四十六号。以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二の二第四
項に規定する条約適用利子等の額」とする。

三～七 同 上

6 道府県内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定外国配当等のうち、地方
税法第二十三条第一項第十五号に掲げる特定配当等であつて第一項又は第三項の
規定の適用を受けるもの（以下この項から第八項までにおいて「条約適用配当等
」といふ。）については、同法第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条の
規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の当該条約適用配当等に係る
配当所得の金額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し
、条約適用配当等の額（第八項第四号の規定により読み替えられた同法第三十四